

(令和4年度) 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している世帯は対象にはなりません。

給付金の支給方法

同封の**確認書(ピンク色用紙)**の中身を確認し、下記の記載例に沿って、**世帯主氏名等を記入し返信用封筒で返信してください。**

確認書の記載例

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受領した日から約1か月後
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 999****
支給額	100,000円

定額給付金の振込口座を記載していますので御確認ください。空欄の場合や口座の変更を希望する場合は、**確認書裏面の口座記入欄に記載し、本人確認書類と通帳の写しを添付してください。**

確認項目(以下の①～③を確認し、下記「世帯主記入欄」に「世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号」を記入してください。①から③の全ての要件に該当する限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。)

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

上記の内容に相違ありません。**確認項目**に間違いがなければ、**太枠部分を必ず記入してください。**

世帯主記入欄

世帯主氏名	多賀城太郎	確認日	令和 4 年 7 月 〇 日	連絡先電話番号	×××-××××
-------	--------------	-----	----------------	---------	----------

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認し、また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。

他の親族等の扶養を受けており、本支給の対象に該当しない場合もこの欄に×印を御記入ください。

【私の世帯は給付金を受給しません 】

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

多賀城市保健福祉部社会福祉課内
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

022(368)1141

受付時間 平日8:30~17:15